

門 八四九
番 1412
卷 4 止

下野國誌四之卷

中村藏本

芳賀百姓越智直守弘識

神祇鎮座

熊野權現



芳賀郡飯貝村箕輪と云所あり、圭田七石除地五石餘あり、別當、本山の
修驗より、則箕輪寺と云、俗姓、柳氏あり、祭神、紀伊國熊野山のよりあり、
乃、伊弉册尊あり、天文十四年五月、聖護院准三宮、筑波山より日光山詣給ふ
刻、當寺に宿をせ給ひて、

その日、名あり、たふり立るとや、その甲より五月雨の比と詠ト
給ひ、御歌、今に箕輪寺に秘藏せり、縁起、云、當社、大同二年、勝道上人の
建立せり、所なりと記しあり、

綱明神

芳賀郡大羽村より、圭田十五石神主黒子伊豫と云、當社ハ宇都宮左衛門尉朝綱法師公田を掠領し、罪に依て建久五年五月廿八日土佐國に配流せられ、ゆゑ朝綱彼國の賀茂神社に祈誓し、赦免の事を願ひ、こゝに於て本國ふと、彼賀茂神社と此所を勸請せしむと云、祭神乃阿遲鉏高彦根命なり、朝綱の祀り、故に世俗に綱明神と唱ふなり、朝綱配流のこゝに東鑑ふとあり、委しく下の古城部をきて知るべし。

高館權現

芳賀郡益子村の西明寺山小あり、紀貫之ゆゑを祀り、男女二躰の木像を安置せり、貫之の社ハ京都堀川の西猪熊の東一条大路の南より、福明神と号し、神社弁蒙より、當所ハ益子出雲守紀貞正の古城跡より、代々紀氏居住せり、益子系圖ハ武内大臣の苗裔、大納言紀古佐美卿十五世孫、紀八郎貞頼男、紀權守正隆始り、益子小住より、あれは是ハ古佐美

卿と氏神と祝ひ、よあそび、貫之ゆゑ、此氏人かれは、父祖ハ詳あはれ、されど名高き歌人より、世の人古佐美卿より、よくあはれ、故に思ひ混ひし、あてしむ、古佐美卿ハ日本後紀ハ桓武天皇延暦七年以參議紀古佐美拜征東將軍、八年夏古佐美伐奥賊師敗績于衣川、云々あり。

中村八幡宮

芳賀郡中村小あり、圭田五石神主中里志摩と云、當社ハ天武天皇の白鳳四年、諸國ハ八幡宮を勸請し給ふ、其一社ありと縁起小記に、と、慥ハあはれ、鎌倉右大將家の時、中村小太郎藤原朝宗、當所小居住して、鎮守と崇め祀り、記録ふとあり、さて朝宗ハ大織冠鎌足公の苗裔、中納言山蔭卿の末葉より、文治五年右大將頼朝卿小後、奥州小下向して、恭衡一族を攻む、後彼國の伊達郡を賜り、より家門の繁榮世のあはれ、東鑑ハ中村小太郎のこゝに往々あり、但し文治五年より後、伊達中村小太郎とあり、さて當社ハ中村庄十二郷の鎮守あり、毎歲八月十五日流鏑馬の神事あり。

同社什寶右大將源賴朝卿社領寄附簡札之圖 長九寸六分横中六寸五分

下野國芳賀郡中村庄

八幡宮奇道申由事

合回二十三丁

右所實女件

鎌倉右大將頼朝

建久三年六月廿一日

裏書小宮司一人舞姫八人神樂男六人となりて書り

同什寶 伊達少將藤原綱村朝臣奉納太刀一口 ツチカミラサヤト都て五七の桐の紋と金と付り
表書小曰 但一黒塗の箱の蓋に六行小彫付り

下野國芳賀郡中村八幡宮御寶前
奉獻納寶刀壹帶

從四位下行左近衛權少將兼陸奥守藤原朝臣綱村頓首再拜

茲大織冠十八代之由尚我伊達氏之始祖常陸公宗村曾奉納指揮團扇一握於當宮矣世變地分後世無有敢知焉余自少而竊有追遠之志而頃年命家臣落合時成普尋祖之舊蹤時成經歷斯地則蹤跡足徵者誠多矣益欲審事實而漸通當宮神官野口吉長而談及神庫寶器之事世傳有謂宗村之所納團扇也想像其形制真舊遺物也時成頗為奇而歸告其實矣嗚感豈尋常哉速使時成勞吉長請曰是吾家舊物也吉長以為夫為孝子孫者追慕先公之遺物欲得之神亦何妨乎遂屬以團扇時成欣躍而奉之以歸矣再拜承之則手澤未磨肅然有如在子其左右者誰識數百年後有過此雄物也慷慨而藏櫃矣于時延寶戊午秋八月明暮而不忘報于神恩乃所獻之寶刀者備前州鍛冶義光之所作也顧本朝刀劍為神器自神世以下苟有以然則今所獻之者神其倚之乎抑祈武命於無窮亦庶幾而已延寶己未春正

月吉日謹言と記し

同口 右小同く網村朝臣の奉納 是れ黒塗の箱の蓋小金泥を左の如く記し

延寶九辛酉年八月

奉進獻八幡宮御寶前 御太刀一振 盛重作

從四位下行左近衛權少將兼陸奥守藤原朝臣網村と記し

同二口 伊達中將吉村朝臣奉納 鞘左の如く記し

下野國中村八幡社者祖先之所尊信也多年欲拜其社未果去冬

大樹公忝^モ呂^テ其女配家息宗村何幸加之是以今茲歸國之次詣靈社獻佩刀

長短二柄呂^テ祈子孫繁榮云 元文元丙辰年夏五月十三日

從四位上行左近衛權中將兼陸奥守藤原朝臣吉村九拜

右二行小書より但し二柄とも同く吉村朝臣の自筆ありとあり

今當社の東南の方二町許小中村小太郎朝宗の古城跡あり 蟠龍軍記小天正

年中宇都宮の旗下小中村玄角入道同息中村小太郎とありて則當

所の住人ありされば彼一族當國より残りしものなり

長沼八幡宮

芳賀郡長沼郷太田村にあり、圭田十石別當道樹坊天台宗なり、神主野澤和泉と云、當社小山政光の三男長沼五郎左衛門尉宗政建久元年始て當所小居城を構へ一刻鶴ヶ岡をうつす所なりと云、相殿小賀茂と春日やを祀り、宗政の事下の古城部と委しく記し、長沼舊記も八幡宮社領三十三町宮司川俣氏祿直上野氏社僧東の坊西の坊社家野澤氏大足氏田上氏荒山氏海老原氏其外神子神樂男等に至らず、配當もあり、然りと水谷伊勢守勝隆常陸國下館の城主あり、元和九年中村庄長沼庄より彼領内たるゆゑ、寺社領より檢地を入られ、依て無祿となり、を其後伊奈備前守殿の沙汰して今の圭田を賜りたり

龜岡八幡宮

芳賀郡小宅村にあり、圭田十四石除地三十六石あり、神主東宮左馬やの、當社、芳賀左兵衛尉高俊の三男小宅三河守高真當所居住せり、刻

再建... 安の頃の人なり

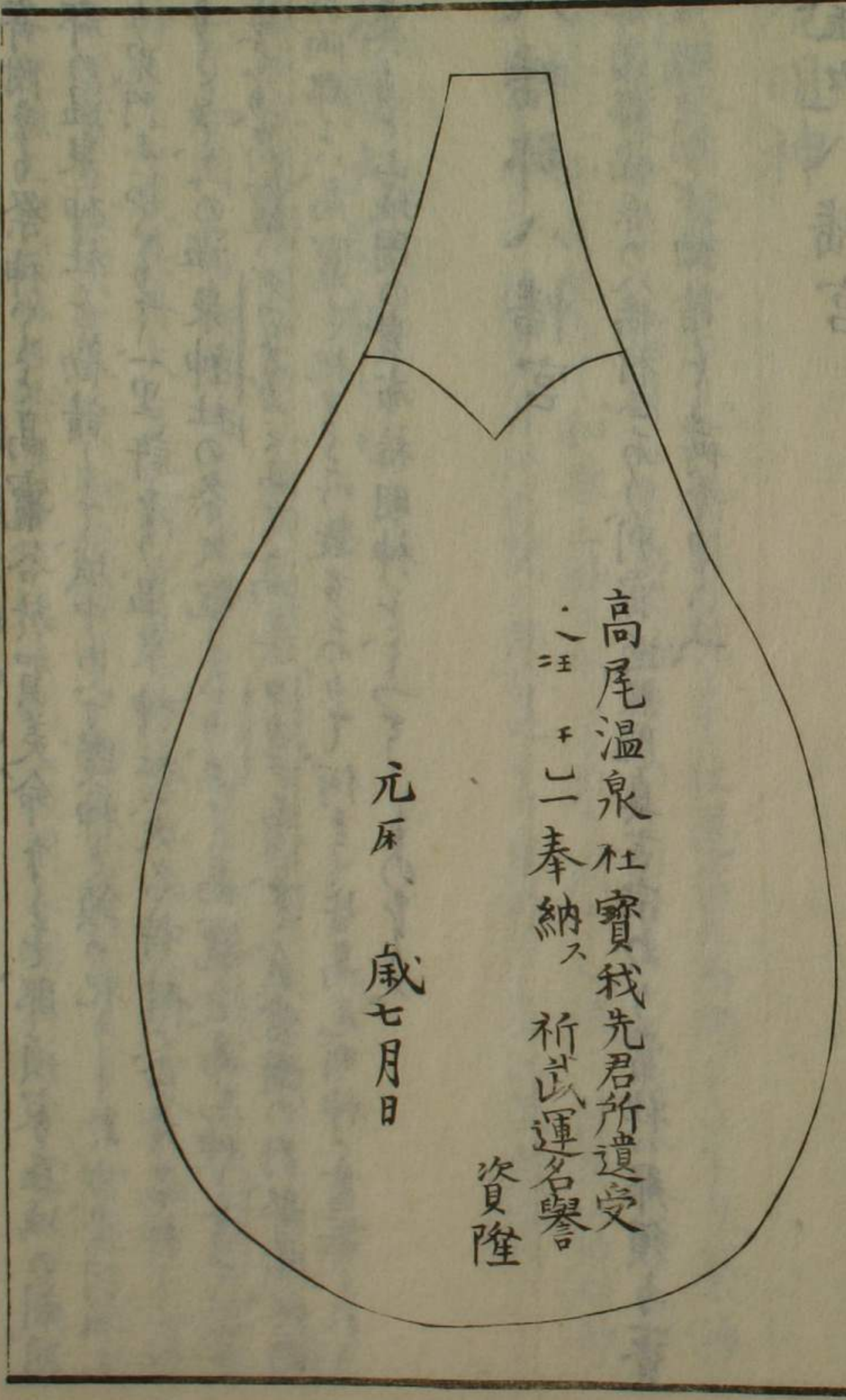
子安明神

芳賀郡祖母井村より神主北村周防と云祭神木花開耶媛命ありと云近郷の俗に祖母神と唱ふなり當社の東の方二町許小泉ありて則祖母井と呼ぶなり明神の社と云其西ありと云天正の頃祖母井信濃守吉胤在城あり刻再建と云吉胤千葉の末流とて大須賀十郎左衛門尉継胤曾孫なりと云子安明神相摸國大山の麓子安村ありと大須賀継胤鎌倉の住人なりと云彼所を知行せりと云ありて云々

高尾温泉明神

那須郡西郷と云所小あり神主小泉甲斐と云社領五十石領主黒羽侯より

同社什寶那須餘一資隆奉納琵琶之圖



もろ所ありと云傳より山城風土記小宇治郡木幡神社名天忍徳根
尊と云え神名帳よ許波多神社とありより万葉集小山科の強田の
山よ馬いあきどかちより吾来汝を思ひがねとありより同所より木幡村
今より宇治小近と云當所よりと云ハコタと唱へて以後人字小泥とて
キバタと訛まり

笈嶺權現

塩谷郡宇津野村の奥笈根と云嶺やとてり麓より二里許の登りたり
高原山の東小属と云れは東嶽と云れり麓の流を笈川と呼びて
末は中川よ入ぬり祭神は豊城入彦命とて相殿小大名持事代主の三神
を祀り別當金剛院本山の修験より祭礼は毎歳十月十九日とて郡中の
男女参詣して群集は

氏家今宮明神

塩谷郡氏家駅小あり社あり所を馬場村と云則明神の馬場をい
ちり神主船生左京と云當社に宇都宮朝綱の五男氏家五郎兵衛尉
公頼始て當所小城を築一時おのが家の産神宇都宮明神と勸請して
城中守護のふれ鬼門の方を祀りて総て宇都宮の一族は宇都宮明神
を在所々へ勸請して小山の二門は牛頭天王をまつ一那須の家門は温泉
明神を祀りて

當社棟札

長享三大歲巳酉卯月十日

氏家郷今宮大明神御社壇

祢宜大夫宗保大工大藏丞宗久
御神主前下野守藤原朝臣成綱
清原朝臣綱高

下野守成綱とあり、宇都宮四位少將成綱朝臣なり、清原綱高とあり、芳賀駿河守あり、其頃當所の城主なり、但し清原朝臣と書し、誤り、清原、真人の姓なり、委しく下の系圖の条小記し、り、さて當社祭礼の始り、公頼の曾孫刑部少輔公宗の時、正安二年庚子より始り、宇都宮家の下知して、塩谷郡廿四郷の被官等、毎歲順番、頭を勤じ、正安以来年々祭礼の次第委しく氏家明神祭祀録といふのふしあり。

田沼稻荷明神

安藝郡田沼村ふあり、圭田七石別當福性院真言宗なり、山城國稻荷山と云つ所なり、と云、神社啓蒙、山城國稻荷山三社、上社、土祖命、中社、倉稻魂命、下社、大山祇命なり、元正天皇の御時、影向は二月初午、日なりとあり、され、當社も毎歲二月初午日、參詣の老若群集、當國第一の午祭なり、さて其日近郷の俗、スムツカリといふ、ゆゑを調べて、藁裏に入て、家毎に稻荷の廣前ふき、ぐそ、い、ま、ら

大豆を炙て、大根をろりと酒の糟とを混ぜ、酢を加へ、塩梅して煮たり、スツカリのこゝ、宇治拾遺物語、今昔慈惠僧都、近江國淺井郡の人なり、云、淺井郡司、い、ま、ら、き、と、い、ふ、師、檀、り、佛、事、を、修、す、と、い、ふ、あ、い、ふ、此、僧、正、を、請、り、奉、り、て、僧、膳、の、料、前、に、大、豆、を、い、り、て、酢、な、く、け、を、何、し、不、酢、を、い、く、と、問、を、た、れ、郡、司、は、く、あ、ら、う、れ、る、時、酢、を、い、け、つ、れ、ば、ス、ム、ツ、カ、リ、と、い、ふ、み、ま、ら、く、け、を、い、く、と、い、ふ、と、あ、り、され、い、ま、古、より、調、り、の、あ、ら、う、れ、る、稻、荷、の、社、に、い、ま、ら、う、れ、る、ゆゑ、あ、ら、他、國、に、い、ま、ら、う、れ、る、ゆゑ、い、ま、ら、う、れ、る、ゆゑ、なり。

平石權現

安藝郡初本村ふあり、神主天下谷出雲と云、神躰、藤原秀郷朝臣の甲冑なりと云、甘露寺定成卿の書給、秀郷繪卷物、秀郷の鎧、室九平石と云、其末々傳へり、侍る云、い、ま、ら、う、れ、る、ゆゑ、東、遊、行、囊、抄、卷、廿、五、佐、野、城、大、岡、ヨ、リ、一、里、舊、壘、は、是、ヨ、リ、西、初、本、村、上、ニ、ア、リ、近、世、マ、テ、佐、野、修、理、大、夫、居、城、ナ、リ、故、有、テ、改、易、ス、城、山、下、ニ、平、石、權、現、ノ、社、ア、リ、此、社、始、ハ、廓

時平明神

安藝郡古江村にあり、祭神本院左大臣時平公ありと云、大寂庵立綱大徳
 公の汗跡と云書あり、いざやあづらうとて載り、さて時平明神、下総國佐
 倉領大和田村と云所あり、いづれも由縁を祀り、たゞつれ、さて此大
 臣、大織冠鎌足公九代の嫡孫、昭宣公の嫡男、さへ皇后の御兄なれば、村上天皇
 の御伯父君なり、攝家と云ひ、高貴といひ、我あひまき人、いあうと思ひ、れ
 ることを、管家小官祿を越え給ひて、御憤り止期あり、遂に小管家を無
 實の罪小せし、流刑あり、給ふに依て、悪虐の名を取給へり、さて當村に
 梅を禁じて、摸様あだふつ、小管家の愛し給ひ、物とてささぐりあり、
 梅をみくじり、をささぐり

根本山神

安藝郡彦間村の山奥にあり、大山祇神を奉り、近年參詣のよの多し、
 先達大學院、大正院と云、に本山の修驗あり、

忠綱明神

同く彦間村の貝沢と云所あり、足利又太郎忠綱の靈を祀り、所を
 佐野軍記を考へ、忠綱、平家滅亡の後、上総、双義、兼朝臣を、
 のめて、随後、いづれか、ゆゑ有て、此所へ來りて、自害せ、是に依て、義兼朝
 臣、其靈を鎮め、祀りとあり、忠綱の事、下の古城跡の条に記す、

人麻呂明神

安藝郡小中村にあり、神主林石見と云、祭神乃、柿本朝臣人麻呂あり、
 柿本朝臣の姓は、孝昭天皇の皇子、天押帶日子命より出たり、姓氏録に、
 敏達天皇御世、依家門有、柿樹、謂、柿本臣氏と云、れど、人麻呂の
 父祖、詳ならず、万葉古今等、記し、いづれも、歌の聖なれば、世の歌人、信
 仰して、播磨國、明石浦に鎮め、祀りてあり、さて、當社を始り、同郡山
 形村、出流原村に、祀りてあれど、いづの頃、何人の祭りと云、あり、

浅田明神

安藝郡馬門村小あり、神主高橋山城と云、祭神大名持命ありと云、元来ハ麻田明神ありと云、遠近の民ハ麻をさぐりたり。

赤城明神

安藝郡植野村小あり、神主五月女連と云、祭神岩筒男命と云、上野國勢方多郡赤城神社のうつりあり、赤城神社の縁起ハ舊事本紀を引、用明天皇の御時、磐筒男大神出現云、一説ハ大己貴命ありとも記し、或人ハ豊城入彦命ありと云、其ハ國造本紀ハ上毛野國造瑞籬朝皇子豊城入彦命孫彦狹島命初治平東方十二國為封とあり、よれば、考合と云、さて、此邊ハ古ハ上野國ありしゆ、よ、赤城明神を以て鎮守と云、

樺崎八幡宮

足利郡樺崎村小あり、主田二十石神主長丹波と云、足利上総公義兼朝臣の建立なりと云、朝臣ハ佛法を歸依して終小遣せし諸國を廻りて後、此所小入定せしといふ、時ハ正治元年三月八日、鏡阿寺殿と号し、より、委しく、下の系圖の条に記し、

八幡郷八幡宮

梁田郡八幡村小あり、主田五十石別當神宮寺真言宗あり、神主縣因幡と云、足利式部太輔義國の建立なり、足利家代々の産神あり、足利義兼朝臣、足利將軍尊氏卿小至り、代々再建ありと云、

足利學校

足利郡足利駅小あり、學領百石、臨濟宗の僧都講とありて住持は、
宗長東路アツマチノツト裏小。

永正六年文月十六日思ひ中略下野國佐

野へ出立、足利の學校に立寄侍れ、孔子子路顔回此像

をりけて、諸國の學徒頭をりりけ、日々し居る體り

るく、いあをりり見之侍り、云云

宗長ハ、宗祇の門人より、近江國北村の人あり、暮年、駿河國小住居りて、
享祿元年戊子三月十六日没、八十五歳と聞えり、此東路のつとを、
駿河より白川の関を見んと、出立一日記あり、

聖像

傳云支那彫刺也小野篁置馬云云

近キ頃羽扇ヲ取ステ、手ノ様チナホシタリ
コ、ニウツセルハ往古ノ像ナリ今ノ像ニタカヘルチ
見ン人アヤシムコトナカレ

職原鈔頭註云諸國建學校、
博士一人讀經藉守以下子若
孫或親族或凡民俊秀者入
學校而習之其傍建孔子廟
春秋二仲秋奠云云



小野篁卿之像



山吹日記小。

廿日、ふのやを此るくゆきり。其頃、^明の學校よゆく。外
 門は學校の二字書し額あり。明の^明蔣龍溪かたる。ねる
 庵し。こももさるもる法師出む。ひて道ひきん。聖廟
 小^明の孔廟の圖よまて作れ。とや西階東階兩檻の
 まうけあり。まづ聖像を拜奉る。座像よて幘のさあし。
 ちのそとごう。右の御手に羽扇を取し。御丈三尺許。
 前は簞笠。簞笠豆をうねり。左小子思孟子。右は顔子曾

子の木主をかくす左の方には野相公の木像あり。是は座像にして冠も黒袍も右の方には笠著をこし。公方家より奉る年この御うらに用るなり。堂をくだりて文庫より儀樽象樽爵捕拘盤を皆いり下りついでに上杉氏の寄りしものあり。瑪瑙の琴臺長一尺五寸なり横三尺なり高二尺をかりし。瑪瑙にてなり。物あり。書櫃小くあり。て葵の

御紋あり。皮をひいて文庫の中央におたり。法師よりきて書籍を出し。宋板の五經尚書毛詩禮記左傳の四部は上杉安房守藤原憲實のをさめり。しめをいりし其名を考るなり。周易は其子右京亮憲忠の書おきし。巻のちりめ小書あり。本朝通鑑并は東見記小。永享十一年閏正月憲實明小つのも得て五經の正義をこえ。學校をさわりと。ふしりなり。文字のうら大きき。い

小板のうつりあつて紙のこまやろふしと云ふ
 處々殊に趙宋の代の諱に字をい畫をうきする容体。
 毛詩一本に周詩と題して終に慶長
 廿年董席鉄子寒松野釋誌とあり禮記の終に永
 和五年五月二日以此本侯禁裏御讀訖清原良賢
 志るせり。この人の時の名する博士をりたるより後深心
 院関白記に書おき給ふ。至徳二年の講讀をいつるま

出井君彞名
 鼎号彞名
 通称善八紀
 州人
 根本伯修名
 通称八郎左
 門野州人没
 年六十六
 下三祖株門
 人ナリ

つりたることあり皇年代畧記にも見えず。七経のうらふ論
 語ハコキして鈔本おろく五六部もやあつらん。このほろふ
 古書六行の活字本あり。是れを處るよりいそむあり。正
 さまに或人のがりをさめり。見しこの本あり。正
 徳に頃西條侯の儒臣山井君彞鼎この學校のことやと
 つと聞て其友根本伯修孫志この國の人をいはしむ
 ちあひあそびて此古鈔本ならび小宋板の正義をいそむ
 ちあせんことを思ひ立ち其外活字の本明明の正徳嘉靖

めてしきこころを出ししと。志しし。形がら此學校のいさを
 し。なるが。や。ま。論語の皇侃の義疏あり。伯修考文
 をそのせし。つづぐ。寫しきて。梓小彫。世小ひら。免
 じ。り。ま。こ。ま。し。い。し。彼國ふ。こ。り。傳へ。此ころ来
 る。知不足齋叢書に。二帙を。り。て。八帙。し。此義
 疏を。を。め。り。り。數百年の。ひ。た。し。こ。絶。し。梁
 人の疏を。つ。し。得。し。こ。や。ひ。あ。ん。し。り。こ。び。ぬ。る。伯修
 太宰徳夫が古文孝經と。し。ふ。彼國。や。其。い。ま。し。と

太宰徳夫名純
 号春臺又紫
 芝園本姓平手
 通称弥左門
 信州入祖徠
 ノ門人

傳へたる。い。ま。り。ぐ。く。の。こ。や。れ。る。し。我家小義疏の古
 鈔本二通をつ。し。り。一通。を。こ。や。点あり紙の。傳
 筆の跡。も。三百年。あ。り。し。な。り。め。ぎ。の。れ。し。い。ま
 一通ハ平子彬義質寫せし本なり。ま。り。志。し。る。人。の。が。り
 一本を藏む。その奥書小文明十四年。足利。少。寫せし。と
 書れ。此學校の。を。り。し。り。志。し。る。に。此三部皆
 体裁同一く。正文の下。よ。ぎ。疏を。こ。り。入。し。り。し。り
 印刻あり。る。十三經の疏。れ。や。り。に。章。の。末。に。義疏

平子彬名
 義質号平
 漢平姓三浦
 氏通称平
 大夫徠平
 門人

とつた。これが此學校の本であくこそと思へば、文明の本
 とつた。これが、心やそれくしてあわしに、いふその
 元本を見れば、我々のものとをさく違ひあり、それが伯
 修十三經の疏を見て、それをよりとの思ひく改め、
 ころあわしと今ぞ、志をわら此書と世に傳へ、
 するをそれ、我わしきまに、軀裁をさく、
 比興の、今ぞ、今く、を聞て、經書の傳注、
 さる、疏も、有つ、

よむ人の、つぎ、あ、せん、と、今、の、
 志、の、皇、氏、の、義、疏、と、も、さ、い、
 所、よ、あ、い、ま、し、る、一、夜、の、旅、人、の、名、を、
 如、と、笑、ふ、の、の、あ、ぶ、め、れ、ど、も、
 ふ、な、く、傳、へ、ら、る、て、
 魚、仲、が、通、志、畧、馬、貴、興、が、文、獻、通、考、
 へ、これ、を、さ、く、さ、う、の、思、ひ、
 治、左、大、臣、殿、の、記、少、納、言、入、道、信、西、の、家、藏、目、録、

明板の六家文選は物徂徠が弟子あるもの。此本にて
 何をせしむるを見しこやありとてろく文字のい
 がしありき。後漢書あり是は宋板なり奥より
 上杉五郎藤原憲房寄進と記しあり。憲房は憲實の
 孫大徳寺晟藏主周溪の子なり。後ふ山内管領民部
 大輔顯定の子は物々その家督なり。上野國白井の
 城ふありとてろく北越軍記ありとてろくその餘
 兼てその目錄ありとてろくその近き頃

中村蘭林藤原明遠が遺書をその子にゆい置て藏めしを

ける。杜氏が通典王伯厚玉海などをとりぬ。數部の書

ありとてろくそのいそよくもいふ法師の道いしあり

かひていそあよゆけが學校のありとてろく和尚千溪出阿ひぬ

さしありとてろくありあり

神祖より三要和尚ありとてろくし木中て彫りた活字數

十を見せぬ。後ふ鑒定よりとてろくやをらふところの紙ふゆ

うつぬ。さしとてろくこの學校いふとてろく深草比帝の御宇野

相公より免く建給ひ多し。其と紀學頭をもおま給
 けり。その後より後久しき世を經ぬまはいつく廢
 れ行て元弘建武の後引づき世の中乱ましく志づ
 だよやと紀事あるをればいつくおろしくありし
 傳とも見えわさゆあるは關東管領上杉安房守ハ
 その本性にいつくおろしく聖のをいつくおろしく
 守り下はあをれと世の中をまつとちけるあまりに
 絶つて或継ぶ廢せしれを興へんと此是利ハその方國

なりふありとく京あらしむは鎌倉公方の名字の所なれば
 此學校のさきより衰へつるを歎き應仁元年長尾景久
 が沙汰として政所より今の地ふらつていつく明は暮り
 ちとめくさゆくは書籍を得てをすめ寄せ學領を
 けり。そのけりも形をまた武藏の金澤の文庫をも鎌倉
 ちる紀所なれば心ゆくさむわ取立りやとび昔ふらつ
 くれは二所とにさるるは國々より物なれはひももの
 地守くつとにさるるはあまきこらもや成見きてあま

世より此人をいひまうにめづるにやまほあり。此時快元和尚と云ふをけり。其まをねらひあはれ。都講ふかして中興第一世とせり。天正文祿のころに至て第七世九華和尚と云ふをけり。その時より人まうたかへあつたり。東見記ふ九宗和尚と書り。本學畧記ふ玉崗和尚とあり。皆同人なり。第八世宗銀和尚第九世閑室和尚三要といふ。神祖の御前よりまうた。此時百石の

學領を賜ひてあつた。の書籍なまびふ數万の活字を賜り。々々第十世董席和尚鉄子第十一世傳典和尚第十二世月江和尚第十三世今の和尚あり。閑室和尚の學校と退き、その後比叡の山に一寺を創め建させ給ひて圓光寺と号て閑室を閑祖とあり給へて依てその寺に今もこれ舊藏の書あり。享保十三年將軍家日光山 御宮ふまうてさせ給ひ。をて二十一部の書を見せあり。をてそれより後みたり。ふ人よ

見せぬことなれど。すぐ書寫の本に李唐時代より
 前つゝ。これらも傳へ来り。そのなりと思ひ給へらるれば。
 あまぐれぐれ。宋板の正義。よそあつても。聞
 之。以。享保の頃。おかせ。成。うけ。給。り。と。國々。あり。ま。ま。の
 づ。ら。あ。る。書。と。あ。つ。ま。り。な。る。中。に。ま。ま。と。我。も。し。藏。免
 じ。り。て。ま。ま。の。あ。ら。ま。を。た。げ。は。是。し。我。國。の中。小。一
 部。の。もの。形。ら。ん。か。る。こ。と。を。記。書。と。傳。へ。た。つ
 上。杉。房。州。親。子。の。ま。ま。と。ま。ま。の。ま。ま。と。あ。ら。ま。や。年

頃。い。と。せ。え。く。見。す。や。り。あ。り。た。れ。を。ま。ま。と。我。の。ま。ま。と
 ま。ま。と。こ。と。と。ま。ま。と。ま。ま。と。此。教。を。あ。ま。ん。人。い。あ。ら。ま。に
 一。つ。び。見。る。と。成。得。づ。り。な。り。和。尚。の。い。と。く。ま。ま。と。ま。ま。と
 也。や。り。三。要。和。尚。の。正。忌。よ。あ。ま。ん。を。ま。ま。と。あ。ま。の。給。ふ
 も。け。あ。ま。と。あ。ま。と。ま。ま。と。ま。ま。と。年。道。年。ま。ま。の。ま。ま。と。め。よ。
 公。方。家。ま。ま。と。ま。ま。と。年。筮。を。奉。ま。ま。と。其。つ。い。ま。ま
 と。ま。ま。と。ま。ま。と。ま。ま。と。あ。ま。の。あ。ま。の。あ。ま。の。あ。ま。の
 一。つ。一。内。裏。ま。ま。と。行。ま。ま。と。釋。奠。圖。一。通。う。つ。て。寄

進一と云ふんと。このめをきていづぬ云云。

此山吹日記と云ハ、日下部高秀の紀行あり高秀ハ世稱今條貞右衛門と云、字ハ東進号ハ仁良齋と云、寶曆元年八月八日没、浅草新堀の金龍寺ニ墳墓あり、塙檢校保己ハ此人ハ學びしと云、清水濱臣ハ泊筆話ニ載テ、彼書ハ日下部高豊通稱今莊定右衛門と云、

柳菴隨筆云。

足利學校今小その國ハあり、其史書ハ見えず、鎌倉大草紙、桂菴和尚家法和點ありに出るものあり、其草創何の時といふこと定らば、或ハ小野篁王の家塾といひ、或ハ上古國學の遺制といひ、或ハ足利義兼の建立

といふ共ハ明證あり、姑ク是を措ク、本朝通鑑ハ憲實の状を引テ云ク、本朝州學存者僅有數焉、以僧為之主、野之學、為最、と有テ、末ハ、永享十一年己未、閏正月初吉、前房州刺史藤原憲實と記せりと云、この學校ハ孔子見歌器圖あり、其裏書ハ、永享十一年閏正月、寄進足利學校と云々、と併セ考ミ、學校の草創ハ古事、と聞由、大草紙ハ、應仁元年長尾景久ハ沙汰と云、政所より今此所ニ移一建立一けり、近代の関山ハ、快元と申

禪僧ありといふよしあり。今の學校ハ古也學校の地ハあら
あり。此の地ハ古也。同書ハ此學校ハ上代承和六年ハ小野
篁上野の國司トあり。時建立の所同九年篁陸奥守ハ
那ヤテ下向の時此所ハ學問所を建ると見えしれども。
文德實録を閱むと承和六年春正月遂^テ捍^テ詔^ニ除^テ為^テ庶
人配流隱岐國トあり。上野の國司といふハ誤あり。九年
夏六月為^テ陸奥大守トあり。此所ハ學校を建ると
因^チハ東海談ハ分類年代記を引く義兼の建立也

いハ尊氏聖廟ハ祈念セ^ル事あり。續日本通鑑
ハ此事ハ見えしれ
どし疑ハ^ル桂菴和尚ハ説^ク日本統^ニ足^リ利^ニ慶^ニ學校^ハ學^ニ
徒負笈之地也といハ^ル。鑿阿寺舊記ハ學校興隆左馬
頭基氏奉行之ト^キハ貞和の頃也。予ハ所見あり。宗長
東路の裏羅山文集。鷲峯文集。日光名勝志。寺ハ^ハ所
ハ當時の所也。尚を見ら^ルハ中ハ貝原ハ記^ク詳^ク
ハ^ル。似^ルハ^ル。足利學校ハ傳^ハル^ル本ハ上杉安房守憲實。
其子右京亮憲忠。其子五郎憲房。父子三世心を盡^シテ

憲實押と横書せり、每卷是利
学校之公用也とい字を連書し

宋板影鈔本禮記六十三卷

毛詩註疏三十冊

春秋左傳註疏二十五冊

南宋本尚書正義八冊

宋板巾箱本周禮二冊

寫本周易五冊

易解義抄六冊

断易寫本六冊

寫本泰軒周易傳六冊

寫本孔安國註尚書六冊

同寫本古文二冊

同白文訓點本一冊

寫本書經集註六冊

寫本毛詩十冊

子叟寒松野秋龍
派禅珠誌とあり

卷末小、近江宗理置之肥後之天矣とあり、
天矣ハ、学校第二世延徳年間小没也、
鄭箋、卷末小、下野州是利学校常住、洛之相國卜隱軒
主、心甫傳西堂寄附慶長二十稔乙卯上巳後二日、董席鉄

同一通八冊

南宋本禮記集說五冊

延德二年壬午五月二十二日建仁寺大龍庵一牛藏主寄之とあり、

宋板春秋左氏傳十冊

卷首より利学校正傳院常住とあり、

寫本孔子家語二冊

永正乙亥仲春日寄進藤原憲實押とあり、

寫本古文孝經一冊

寫本論語集解五冊

寫本白文魯論一冊

寫本論語義疏十冊

鈔本趙註孟子七冊

卷末より干時長享二年臘月日書之奥州天輔置馬とあり、

文公家禮纂互集註一冊

卷末より武州兒玉黨吾那式部少輔寄進永正二年丙寅八月日野州是

利学校能化九天誌とあり、

史記十五冊

正統本後漢書二十冊

卷首より此書不許出学校闔外上杉五郎憲房寄進とあり、

文選李善五臣註二十一冊

每冊卷首より金沢文庫の黒印あり、卷末より学校寄進永祿三年

庚申六月七日平氏政朝臣とあり、

鈔本補註蒙求一冊

卷末より天正十年卯月二十八日於關東下野國足利此一部三卷書寫り沙門魯窮

とある、
よして、

同一通四冊

鈔本古註蒙求三冊

鈔本集註千字文三冊

鈔本胡曾詩三冊

十八史畧二冊 卷末小大永丙戌小春日藤原憲房寄附、藤公前年乙酉三月薨逝依遺命合歲秋寄置東井誌と

文、あ、不、對、本、五、集、指、一、冊

鈔本七書講義十冊

禮部韻略三冊 卷首、康正改元乙亥南源寺浦雲置とあり

以上

日本地理志畧よ。

小野篁書ヲ下野國足利郷 後世足利學校者篁所居也ニ讀其所ニ先

聖ノ像ヲ安レ。教授スル者相續テ是ニ居ス五經ノ正

義孝經論孟ノ注疏等コレアリ云。

是ハ鎌倉大草紙ふすまのくさしハ大草紙ハ群書類後の三百八十二ヨ出
つひらきて見べし、さそ篁の説ハ柳菴らうあん隨筆ずいひんあり、如、か、わ、つ、ま、き、説
み、あ、れ、ど、是、ハ、古、く、より、云、傳、ハ、説、ち、れ、ハ、今、ま、に、捨、手、事、ハ、何、れ、ハ、
野相公ハ皇國みくにハ、わ、く、儒、の、傑、出、者、と、い、ハ、本、主、ヲ、取、り、つ、る、ゆ、え、の、と、ま、ら、れ、り、

下野國誌四

共

とよれりまはれ古へ物学びせり跡のふりあり此所ふ残りしを上杉
憲實再建して学校とせりあまのれ漢籍を寄置しそのれを

廿九

下野國誌四之卷終

足利 梅溪田崎明義畫
北越 伏邨遠藤順信書

日本史記

又上

野將餘御三冊

高松市南宮町
赤坂町東五軒町

下野真岡荒町

嘉永三年庚戌六月刺成

鈴木屋久四郎藏板

ハ

ハ

